

平成23年松前町告示第55号

松前町こんにちは赤ちゃん事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、生後4か月以内の乳児（以下「乳児」という。）のいるすべての家庭を対象に保健師、保育士等（以下「訪問者」という。）が訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境等の把握を行うことにより、もって乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確立を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 松前町こんにちは赤ちゃん事業（以下「事業」という。）の実施主体は、松前町とする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、町内に住所を有する生後4か月以内の乳児及びその保護者とする。

(事業内容)

第4条 訪問者は、対象者の居宅を訪問し、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 乳児の身体計測
 - (2) 育児に関する不安や悩みの聴取及び相談
 - (3) 子育て支援に関する情報提供
 - (4) 支援の必要がある対象者に対するサービスの検討及び関係機関との連絡調整
- (訪問の時期等)

第5条 訪問の時期は、乳児が生後4か月を迎えるまでの間とし、回数は原則1回とする。ただし、生後4か月までの間に、健康診査や保健指導等により対象者の状況が確認でき、かつ、対象者の都合により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は、この限りでない。

2 訪問者は、対象者の把握のため、こんにちは赤ちゃん事業訪問者名簿（様式第1号）を作成するものとする。

(訪問者の遵守事項)

第6条 訪問者は、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 母子健康手帳の交付等の機会を活用して、事業の周知を図り、事前に訪問の同意を得るよう努めること。
- (2) 訪問中に万一事故が発生したときは、その状況を直ちに福祉課長へ報告すること。
- (3) 対象者の身上及び家庭状況に関して業務上知り得た個人情報その他の秘密を

他に漏らさないこと。訪問者でなくなった後においても同様とする。

(報告)

第7条 訪問者は、対象者を訪問した後、速やかにこんにちは赤ちゃん事業訪問記録(様式第2号)を作成するものとし、訪問した日の属する月の翌月の10日までにこんにちは赤ちゃん事業訪問報告書(様式第3号)により、報告しなければならない。

2 前項の規定によるもののほか、緊急に個別的な対応が必要と認められる対象者については、速やかに次条に規定する連絡会議でその対応を検討しなければならない。

(会議)

第8条 町長は、前条第2項の報告を受けた場合は、訪問者、関係者等による連絡会議を開催し、その結果を踏まえ適切な支援につなげるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行し、同日以降に出生した乳児から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。